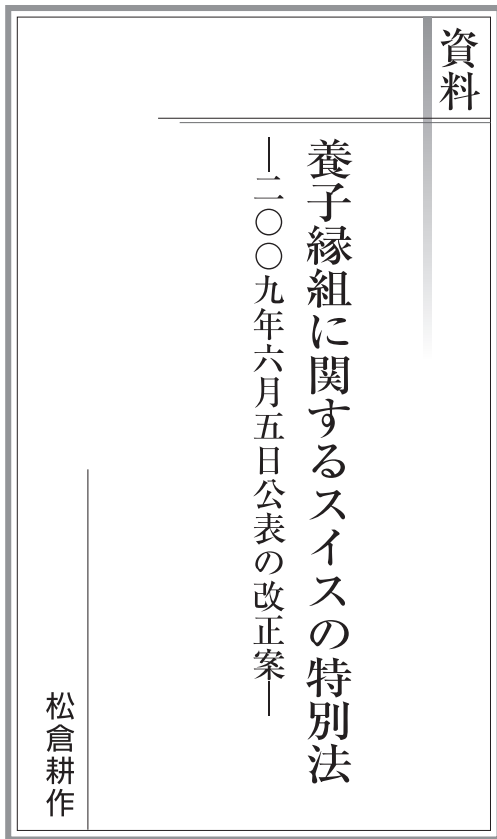




I はしがき

II 養子縁組令

〔参考資料〕1973年制定当初の「養子縁組仲介令」の条文訳

I はしがき

(1) 対象

(a) 養子縁組令

紹介の対象とするのは、タイトルに明示したように、養子縁組に関する特別法の一つである「養子縁組令」である（関係する特別法につき、後述 (b) を参照）。これについて、2009年6月5日付けで、旧法を全面改正する改正草案（Vorentwurf, Avant-projet）が公表された。

ちなみに、養子縁組法それ自体は、今回の特別法の改正に伴った改正提案は提示されていないことを、念のため明記しておこう。

(b) 養子縁組に関連する3つの特別法

養子縁組については、これらの特別法の一般法としての位置にあり、民法に規定される養子縁組法に加えて、下記の3つの特別法が存在する。

①前記・養子縁組令 現行の「養子縁組仲介令」に相応する命令であって（本命令第29条を参照）、全30か条の条文からなる養子縁組に関する特別法（草案）である。

②養育開始に関する命令 養子縁組のみを対象とする連邦令ではないが、養子縁組をも視野に入れた命令であり、全79条にわたる詳細な規定がみられる。

③国際縁組についての規則 国際的な縁組や養育子の収容が増加する傾向にある。スイスでは、国際的な縁組も少なくない。それゆえもあって、スイスでは極めて重要な規則であるが、そのような縁組が極めて少ないわが国では、目のところ、紹介する価値が乏しいかと思われる（同条約については、2008年11月9日付け連邦司法省が公表しているプレスレビューを参照されたい）。

このうち、上のうち、①・②の2つの命令については、現行の規則につき、筆者自身の手になる紹介原稿が存在する（後掲、(3) を参照）。

今回の対象は、上記①の養子縁組令である。本誌の別稿15号・16号において、上記の養育開始令（同じく、2009年6月5日付け命令についての第1次草案）について紹介済みである。

(2) 第1次草案

(a) 紹介の対象

紹介しようとするのは、（第1次）草案である。施行は、2011年1月1日を予定されている。施行予定日については、令30条において、その旨が明記されている。

ところで、連邦法についての草案が公表されると、いわゆる法案（連邦評議会案）が公表されるのを通例とする。しかし、改正草案の今後の進行としては、いわゆる法案は出されず、本年・2010年中に、改正が実現されるものと思わ

れる。

(b) 出典

①条文の出典 養子縁組令・草案の名称は *Verordnung über die Adoption von xx.xxx 2009.8S.*, フランス語版テキスト: *Ordnance sur l'adoption du 5 juin 2009*である。伏せ字にした部分は、原典でも上記のような伏せ字となっている。

ちなみに、スイス法の常として、これらの立法資料は3か国語で公表される。筆者はドイツ語テキストを主に参照し、ときにフランス語テキストを参照した。

②解説 連邦法はもちろんのこと、連邦令であっても、簡単な解説が公表されることも少なくない。しかし、本稿で対象とする養子縁組令・草案の内容を紹介する「解説」は存在しない。そのこともあり、今回は、さしあたり条文訳だけに留めた。改正が実現された後に、概要を紹介する予定である。

(3) 先行研究

(a) 第1次草案に関する邦語文献

本稿で対象とする第1次草案に関する邦語文献は、いまだ存在しない。本稿が最初の紹介である。欧文文献でも、紹介がみられないようである。

(b) 関連する邦語文献

現行法を対象とする資料としては、下記①・②の2つの文献がみられる。

①養育開始令 拙著『概説スイス親子法』所収, 235頁-258頁, で解説がみられ, 条文訳は, 292頁以下でみることができる。

②縁組仲介令 拙著『概説スイス親子法』所収, 221頁-235頁, で解説がみられ, 条文訳は, 286頁以下でみることができる。規制の内容につき, かなりの修正がみられるが, 本稿で対象とする「養子縁組令」についての現行規則に相当する。

③一般法である養子縁組法については, 拙著『概説スイス親子法』149頁-221頁を参照。い

うまでもなく, 養子縁組法(民法の中に収録)は, 上記2つの連邦令の前提となる法律である。

(c) 外国文献 本稿脱稿時点である10年1月末現在では, 本連邦法・草案の概要を紹介する欧文文献も存在しない。

II 養子縁組令

(1) 構成

章を拾ってみると, 本令の構成は, 下記のようである。

養子縁組に関する命令

第1章	総則
第2章	養子縁組の目的とする養育の開始
第3章	養子縁組の仲介
第4章	国際的養子縁組のさいの費用の負担
第5章	施行規定

上記の養子縁組令と, 現行の規則との比較につき, 2点のみ補足しておこう。

第1に, 上記のように, 第2章で養育開始についての規定が用意される。一般的な養育開始については, 別の連邦令(前述した「養育開始令」)が存在する。本稿の対象とする「養子縁組令」で扱われる養育開始は, 「養子縁組の目的」で開始されるそれである。

第2に, 国際的な養子縁組を対象とする連邦令は, 前述のように, 別に存在する。前記の第4章で扱われるのは, そのうちとくに費用の負担について規定されるに留まる。

(2) 条文訳

①とくに, 「見出し」について 本命令での「条文の見出し」は条文の一部である。

②改正の根拠 草案の最初に, つぎのような文言が付されている。すなわち, 連邦政府は, 養子縁組に関するハーグ協定および国際的養子縁組にさいする子の保護のための措置についての, 2001年6月22日付け連邦法(BG-HAU)の第15条3項および第26条に基づいて, つぎの改

正を決定した。ちなみに、同法の出典については、連邦法令全書 SR 211.221.31を参照されたい。

第1章 総則

第1条（対象と適用領域）

①本命令は、以下の事柄を規定する：

- a. 養子縁組の目的で子を収用するための手続；
- b. 縁組仲介についての許可と、それについての監督；
- c. 国際的縁組のさいの費用の負担。

②子の保護について、連邦法およびカントンの規定〔を制定すること〕は、留保する。

第2条（管轄官庁）

①連邦司法局は、下記の事柄につき、管轄権を有する：

- a. 連邦の中央官庁として、2001年6月22日付け連邦法（BG-HAU）第2条に従った課題の履行〔をすること〕；
- b. 縁組仲介についての許可と、それについての監督。

②連邦司法局が、子を保護するため、および国際的養子縁組や縁組仲介のおり、濫用を防止するために、指令（Weisung）を発することができる。

③カントンの官庁は、カントンの中央官庁として、民法第316条1項bis（カントンの官庁）に従って、下記の事柄につき、管轄権を有する：

- a. カントンの中央官庁として、〔1項の〕連邦法第3条に従った課題の履行〔をすること〕；
- b. 養子縁組の目的で行う子どもの収用；
- c. 将来の縁組家族（Adoptivfamilie, familles adoptives）の監督。

第3条（子の福祉）

養子縁組は、あらゆる事情を勘案して、縁組が子の福祉に役立つと期待できるときに限り、許可される。

第2章 縁組の目的で行う子の収容

第4条（許可を受けるべき義務）

養子縁組の目的で子を収容しようとする者は、カントンの〔管轄〕官庁の許可を必要とする。

第5条（縁組の適性）

①カントンの〔管轄〕官庁は、子の福祉および必要性を考慮し、将来の養親の適性を審査する。

②下記の場合には、適性が存在する（ものと扱う）：

- a. 将来の養親が、人格、健康、時間的な余裕、経済状態、教育能力に従って、さらには、子のために、良き養育、教育、教育のための住環境を提供できるとき；
- b. すべての事情、とくに将来の養親の動機からみて、縁組が子の福祉に役立つことが期待できるとき；
- c. 将来の養親が、子の個性を伸ばすことができ、かつ養育開始前の子の通常の滞在地の国（本国）、およびその国の文化と、子の年齢に応じて、相応に適合させる用意ができており、
- d. 将来の養親の他の子の福祉を危険ならしめることがないとき；
- e. 養子縁組をするのに、何らの障害もないとき。

③下記の場合には、適性をより慎重に審査する：

- a. 子が発達状況またはその年齢からして、とくに4歳以上の子の場合には、新しい環境に適応するのに困難がありうるという虞れがあるとき；
- b. 子が健康面に不安があり、または肉体的にまたは精神的に、障害があるとき；
- c. 同時に多くの子を受け入れなければならないとき；
- d. すでに多くの子が家庭で生活しているとき；

e. 子と将来の養父または養母との年齢差が、45歳以上であるとき。

f. 将来の養父または養母が婚姻していないとき、または〔子の父または母と〕妻ないし夫と共同して縁組することができないとき。

④カントンの〔管轄〕官庁は、下記の者を呼出し、その意見を徴することができる：

a. 社会的な労働または心理学面で専門的な資格を有する人、および子の世話施設や縁組施設での実務経験を有する人；

b. 適切な縁組仲介機関。

⑤カントンの〔管轄〕官庁は、申請者に対して、適切な準備コースを受講する義務を課すことができる。

第6条（適性の証明）

①第5条1項および2項の要件が満たされているときは、カントンの〔管轄〕官庁は、任意の処分を通じて、養子縁組のための適性を〔文書で〕証明する〔必要がある〕。

②証明は、最大3年間有効である。証明〔書〕には、収用される子の、本国、最低および最高年齢、性別〔など〕を明記する。子が、特別な必要があつて収用される旨を確認する。

③証明〔書〕には、条件や任務を付することができる。

第7条（許可）

①子を収用することの許可は、以下の必要書類が提出された場合に、付与することができる：

- a. 将来の養親の適性証明書；
- b. 子の健康状態についての医師の報告書、および子の、これまでの生活状況についての報告書；
- c. 養子縁組することについての〔実〕父母の同意書、または同意が適法になされている旨の、または同意を得ることができない旨の、本国の管轄官庁の意思表示；

d. 子がスイスにいる養親に委ねてもよいとする、子の本国法に従って管轄権を有する官庁の意思表示。

②カントンの〔管轄〕官庁は、追加の必要書類を要求することができる。

③カントンの〔管轄〕官庁は、必要書類は原典の提出を要求することができる。必要書類がスイスの公用語で記されていないときは、カントンの〔管轄〕官庁は、翻訳〔の提出〕を要求することができる。

④許可〔書〕には、子の名前、出生日、出生地が明示されていなければならない。

⑤許可には、課題および条件を付することができる。

⑥ハーグ養子縁組協定に従った手続のさいには、カントンの〔管轄〕官庁は、外国から子の入国の前に（同協定第8条1項）、許可が付与されているか否かを、確認する。その他の手続のさいは、カントンの〔管轄〕官庁は、子が入国したあとで、スイスで出生した子の場合には、収容されたあとで、確認する。

第8条（カントンの外国人〔登録〕官庁）

①カントンの〔管轄〕官庁は、外国籍の子の収容についての、適性証明または許可を、カントンの外国人官庁に委託することができる。

②カントンの外国人官庁は、子のためのビザまたは滞在承認の保証について決定する。同官庁は、カントンの〔管轄〕官庁に、決定内容を報告する：

③適性証明のみが存在するときは、カントンの外国人官庁、またはその了解のもと、子が由来する国に所在するスイスの代理機関は、ビザまたは滞在承認を、これらの機関が、下記のことを確認したのちに、初めて発給することができる：

- a. 第7条1項bからdで要求される必要文書が存在すること；
- b. とくに付された条件や負担が満たされていること；
- c. 将来の養親が子の収容を書面で同意していること；

- d. カントンの〔管轄〕官庁が、〔同意を〕明示的に要求しているときには、カントンの〔管轄〕官庁が同意していること。

第9条（報告義務）

①将来の養親は、カントンの〔管轄〕官庁に、10日以内に、子が入国した旨を報告しなければならない。

②将来の養親は、カントンの〔管轄〕官庁に、重要な事情の変更に付き、遅滞なく報告しなければならない。

③カントンの〔管轄〕官庁は、後見人（ハーグ協定第18条）または保佐人（同協定17条）の選任について、後見官庁に、場合によってはカントンの外国人官庁に、報告しなければならない。

第10条（監督）

①カントンの〔管轄〕官庁は、将来の養親が必要なおりに訪問する、適当な人または機関を、指定する。

②カントンの〔管轄〕官庁は、許可付与の要件および許可のさいに付された負担や条件が遵守されていることを確認する。カントンの〔管轄〕官庁は、適切な方法で、子の世話について判断を下す。

③瑕疵または難点が確認されたときは、カントンの〔管轄〕官庁は、将来の養親に対して、遅滞なく、それを除去するのに必要な措置を執ることを、要求することができる。

④カントンの〔管轄〕官庁は、必要な場合には、後見人および管轄権を有する子ども保護官庁に、〔状況を〕知らせるものとする。

第11条（適性証明書または許可の取消と剥奪）

①許可を付与するための要件が満たされていなかったことが、事後に証明されたときは、カントンの〔管轄〕官庁は、適性証明または許可を取り消すことができる。

②許可を付与する要件が満たされていないことが証明されたときは、カントンの〔管轄〕官庁は、適性証明または許可を取り消すことができる。

③子が既にスイスにいるときは、カントンの〔管轄〕官庁は、子の法定代理人または管轄権を有する子の保護官庁に、適切な期間内に子を他の場所に移動させることを、要求することができる。

④遅滞すれば危険があるときは、カントンの〔管轄〕官庁は、必要な場合には、他の官庁を通じて、子を速やかに一時的に、他の場所に移動させる。

第3章 縁組の仲介

第12条（定義）

未成年の子を養子縁組する機会を提供することを、縁組の仲介という。

第13条（原則）

①スイスで縁組の仲介の活動をしようとする者（〔以下〕仲介機関〔と呼ぶ〕）は、連邦司法局の許可をうけなければならない。

②公法上の法人および私法上の公益法人は、縁組の仲介につき責任ある自然人が、許可の要件を満たしているときは、許可が付与される。

③子ども保護官庁を通じて行う縁組の仲介は、許可を要しない。

第14条（許可の要件）

①縁組仲介の許可を申請する者は、〔下記の要件を〕満たしていなければならない：

- a. 専門知識を有する同伴者につき保証できる者、とくに養子縁組の領域での経験または専門的教育〔を受けたこと〕を証明することができること；
- b. スイスの養子縁組法と子の本国のそれにつき知識を有しかつ遵守する者；
- c. 子の本国の文化的および社会的状況につき、十分な知識を有すること；
- d. 予定される活動方法を提示する者、将来の養親についての、とくに情報、準備、同伴、世話をどのように保証されるかを提示できること；
- e. 予定される仲介料金を提示すること；
- f. 〔筆者註記：原典では、ドイツ語テク

スト、フランス語テキストともに、e号が欠落していてf号に上記e記載の規定が記載される。誤植と思われるので、e号に訳出しておいた。

②私法上の法人は、前項のほかに、定款を添え、かつ機関〔名〕を明示しなければならない。

③連邦司法局は、さらなる指示を要求することができる。

第15条（許可の付与）

①縁組仲介の許可は、最長10年の期間を付して、付与される。

②縁組の許可は、負担および条件を付することができる。

第16条（事情の変更）

重要な事実の変更が生じたときは、その旨を連邦司法局に報告しなければならない。

第17条（養父母と養子との結びつき）

仲介機関は、子を収容する要件が満たされていると確信したときに初めて、将来の養親と子との結びつきを、作り出す努力をしなければならない。

第18条（情報〔の提供〕と相談）

①仲介機関は、将来の養親に、子および養親について仲介機関が知り得たすべての情報を与えなければならない。

②仲介機関は、意図される養子縁組に生じるであろう困難について、将来の養親に説明しなければならない。

第19条（報酬）

仲介機関は、その活動についての相当な報酬および立替金の返還のみを請求することができる。

第20条（書類の作成）

①仲介機関は、仲介された子について、関係書類を作成し、これを保管しなければならない。

い。

②書類は、カントンの〔管轄〕官庁に、または連邦司法局に、これらの請求に応じて、引き渡さなければならない。

第21条（報告義務と公表義務）

仲介機関は、活動についての年次報告を行い、要請があれば、補充の報告を行い、文書の閲覧を許容し、文書を引き渡さなければならない。連邦司法局は、年次報告書の内容と形式につき、ガイドラインを決定することができる。

第22条（守秘義務）

①仲裁機関およびその補助者は、第21条を留保して、これらの者がその活動を行うについて知見したことにつき、守秘義務を負う。

②仲介活動の終了後も、守秘義務はなくなる。

第23条（制裁）

①連邦司法局は、仲介機関が〔下記の場合には〕許可を取り消す：

- a. 許可付与の要件が欠落したとき；
- b. 本令の定める義務に、繰り返しまたは重大な方法で、违背したとき。

②連邦司法局は、許可を欠く仲介活動をした者には、5000フラン以下の過料に処することができる。

第24条（官庁による助力）

カントンの〔管轄〕官庁は（以下の助力をする）：

- a. 連邦司法局に、職権で、仲介活動が本命令に違反する旨を示す確認書を報告しなければならない；
- b. 連邦司法局が要求するときは、〔許可の〕付与または許可の更新について、もしくは許可の取消について、見解を示す；
- c. 連邦司法局からの要求があれば、さらなる調査を行う。

第4章 国際養子縁組における料金

第25条（適用と一般的な義務令）

本令において何らの定めもない場合には、2004年9月8日付け一般的費用令の規定を適用する。

〔筆者補註：上記「一般的費用令」については、連邦法令全書 SR 172.041.1 を参照〕

第26条（負担義務）

連邦司法局は、〔下記につき〕義務を負う：

- a. 情報の付与および、管轄権を有するカントンおよび外国の中央官庁、さらにはその他の国立の機関または委託された組織からの、報告の、受領、審査、送達、報告、判断；
- b. 子を本国から入国させるための、場合によっては、収用する国への入国、およびすべての収用を含む、恒常的な滞在に要するために必要な措置の実施；
- c. ハーグ協定第10条による入国文書の発行。

第27条（費用の算出）

①第26条 a および b による労働給付の料金は、要した時間に従って算出し、立替金を含めて、200フランから1000フランまでとする。

②ハーグ協定10条による入国文書の作成のための費用は、スイスの外交上の代理機関や領事館の費用についての2006年11月29日付け命令に従う。

第28条（費用の減額または決定）

書面による申請に基づいて、連邦司法局は、とくに費用負担義務者の困窮またはその他の理由に基づいて、第27条1項による費用を、減額することができる。

第5章 施行規則

第29条（現行法の廃止）

以下の命令は、廃止する：

1. 国際的養子縁組のさいの労働給付についての費用に関する2002年11月29日付け命令；

2. 養子縁組の仲介に関する2002年11月29日付け命令。

〔筆者補註：1号の命令の出典については、連邦法令集 AS 2002 4158b, 2006 3385 を、また、2号のそれについては、AS 2002,4160を、それぞれ参照〕

第30条（施行）

本命令は、2011年1月1日から施行する。

〔参考資料〕1973年制定当初の「養子縁組仲介令」の条文訳

「1973年3月28日付け養子縁組仲介に関する連邦評議会令」

制定の規則は、前述したように、拙著『概説スイス親子法』でも掲載しているが、同書は単行本であることもあって、読者がすぐに参照できるわけでもない。そこで、読者の便宜を考え、以下に当初の規則を示しておこう。

（1）条文上の構成

章を拾ってみると、本令の構成は、下記のようである。

養子縁組に関する命令

- 第1章 総則（第1条-第3条）
- 第2章 許可を要する仲介（第4条-17条）
- 第3章 許可を要しない仲介（第18条-第19条）
- 第4章 組織、管轄、手続（第20条-第24条）
- 第5章 経過規定と最終規定（第25条-第26条）

（2）条文訳

訳出についての「条文の見出し」や、条文中の〔 〕内の語句についての扱いは、草案を訳するさいに述べたそれと同じである。

1. 総則

第1条（原則）

本命令は、養子縁組の仲介に関する監督を規

律する；子の保護に関する連邦法およびカントン法の規定は、これを留保する。

第2条（仲介の概念）

〔本命令の下で〕縁組の仲介とは、未成年の子を養子とする、または養子とさせることを、さらに場合によっては、将来養子縁組をする目的で、養子親の下で子を養育する機会をあっせんすることをいう。

第3条（一般的要件）

縁組の仲介は、一切の事情を考慮して、将来の養子親との養子縁組が、子の福祉に役立つことが、期待できるときにかぎり、これを行うことができる。

2. 許可を要する仲介

第4条（概念）

①本業または余業として、独立してまたは補助者を用いて有償または無償で、公募によりまたはこれによらず、縁組の仲介を行う者は、これにつき監督官庁の許可を得なければならない。許可により、スイス全土において、縁組の仲介を行う資格を取得する。

②公法上の法人である、または私法上の公益法人である縁組仲介機関は、仲介について責任を負う自然人が許可の要件を満たしているときにかぎり、許可をうけることができる。

③後見機関の行う縁組の仲介は許可を必要としない。

第5条（許可の要件）

①〔前条の〕許可付与を申請する仲介〔申請〕者は、下記の事項を明らかにしなければならない：

- a. スイスにおける仲介〔申請〕者の住所地や、〔仲介申請者〕が外国人であるときは、少なくとも5年間、外国人警察より相応の許可を得ていること；
- b. 仲介〔申請〕者自身およびその補助者の品行が良いこと；
- c. 縁組仲介に関する経験、通例の場合には、少年保護の領域での教育経験；
- d. 仲介〔申請〕者の意図する仲介の方法；

- e. 財政計画、および有償で仲介を行う場合には、仲介料金表。〔ただし〕仲介料については、〔管轄官庁〕の承認を受けなければならない。

②私法上の公益法人である縁組仲介機関に所属する仲介者は、申請にさいして、〔所属する〕法人の定款を添付しなければならない。

③基準となる事実に変更が生じたときは、遅滞なくこれを管轄官庁に報告しなければならない。

第6条（2国間にまたがる縁組の仲介）

①子を外国からスイスへ縁組の仲介をする者は、追加の許可をうけなければならない。

②仲介者が〔下記の要件を満たしたときは〕、監督官庁は、追加の許可を付与することができる：

- a. 第5条の要件を〔仲介者が〕満たしたとき；
- b. 仲介者が子を仲介する国の、文化的、社会的、および養子縁組にとり重要な法律上の諸関係を〔仲介者が〕知っているとき；
- c. 養育親が養子縁組のときまで専門的な相談をする能力を有するとき。

③追加の許可においては、それを付与する国名が記載されていなければならない。

④スイスから外国への子の縁組仲介のためには、仲介者は、個々の事件ごとに監督官庁の許可をうけなければならない。

第7条（許可）

①許可は、一定期間、ただし最大限5時間にかぎりその効力を有し、有効期間を経過したときは、更新することができる。

②許可は、これに負担や条件を付することができる。

第8条（子の代理人）

①仲介は、この後見人または補佐人の同意を得なければならない。

②子に後見人または補佐人が欠けるときは、仲介人は、その旨を管轄官庁に報告しなければならない。

③第12条に基づく養育開始にさいする〔事前

の〕通知義務はこれを留保する。

第9条（仲介の要件と養育の開始）

①仲介者が養育親より養育の開始を要請された場合には、仲介者が養育関係のための要件が満たされていると確信したときに初めて、養育親と子との間の結びつきを、仲介者が作ることができる。

②養育親が1977年10月19日付け養育子の養育開始に関する命令に従って、暫定的または最終的な同意を得たときに初めて、仲介者は、子を養育親の下での養育を開始させることができる。

③外国から〔スイスへの〕子の縁組仲介の場合には、仲介者は、〔子の〕本国法を遵守し、規定される審査が行われ、必要な証明が添付され（養育開始に関する1977年10月19日付け命令の第6条2項および3項）、外国人警察の許可が得られることに配慮しなければならない。

第10条（養育親の特定）

仲介者がある子のために適当な養育親を特定できなかったときは、仲介を中止し、仲介〔活動〕を、許可をうけた他の仲介者に任さなければならない。

第11条（開示と助言）

①仲介者は、子とその実父母に関して仲介者の知りえたすべての情報を、養育親に開示しなければならない。

②仲介者は、意図する養子縁組に伴って生じうる困難について、養育親に明らかにしなければならない。子の養育の開始後は、仲介者は、養子縁組が成立するときまで、養育親の要請に応じて養育親に助言を与えなければならない。

第12条（養育開始のための通知義務）

仲介者は、子について管轄権を有する後見官庁へ、または外国の縁組仲介のさいには養育親の住所地に相当する外国の官庁へ、養育を開始する前に通知しなければならない。

第13条（報酬）

①仲介者は、自己の立替金の補償請求、および自己の努力に対する適切な報酬のみを請求することができる。

②仲介者に対する、または両親の給付した扶

養に関して、養育親から実親に対する補償金〔の支払い〕は、これを禁止する。

第14条（書類の作成）

仲介者は、自己の活動、とくに第9条の意味での調査結果について、系統的に整備された書類を作成しなければならない。

第15条（報告義務と出版義務）

①仲介者は、〔前条に基づく〕書類の閲覧を保障し、必要な場合には、これを出版するために、監督官庁に対して、毎年自己の活動に関する詳細な報告をなし、さらに請求に応じて補充的な報告をしなければならない；連邦司法・警察署は、右の年次報告の内容および形式に関する細則を、とくに年次決算および統計に関する細則を定めることができる。

②仲介者は、その他の下記の官庁の請求に応じて、子、養育親および実親に関する、それぞれの目的に適した報告をしなければならない。すなわち：

- a. 養育子の監督を管轄する官庁；
- b. 子を管轄する後見官庁；
- c. 将来の養子縁組につき管轄する官庁。

③仲介者は、子または養育親のために活動する、許可をうけた他の仲介者に対しても、前項の報告義務を負う。

第16条（守秘義務）

仲介者および補助者は、前項の場合を除き、その活動にさいして知り得た事柄を口外してはならない。仲介活動を廃止したのちも、同様である。

第17条（制裁）

①仲介者に下記の事由が生じたときは、管轄官庁は、職権によりまたは他のカントンの監督官庁の申し立てに基づき、許可を取り消すことができる。許可の取り消しは、スイス全土にその効力が及ぶ：

- a. 不実のまたは欺罔の申請により、許可をうけたとき；
- b. 許可付与の要件を欠くに至ったとき；
- c. 反復してかつ著しく、本命令の規定する仲介者の義務に違背したとき。

②前項の制裁のほか、監督官庁は、本命令

の規定に違背する行為があったときは、下記の制裁を課することができる：

- a. 違背行為が3年以上にわたらないときは、2000フラン以下の過料；
- b. 〔将来〕新たな違背行為があった場合には許可を取り消す旨の警告；
- c. 禁固刑。

③仲介者の違背行為が養子縁組を延期させ、またはその成立を妨げるときは、仲介者に対する財産法上の請求、とくに損害賠償請求および利得返還請求を妨げない。

3. 許可を要しない仲介

第18条（後見機関による仲介）

①仲介活動を行う後見機関の義務については、第9条ないし第16条の規定を準用する。

②監督は、〔民法の〕後見法の規定に従う。

第19条（許可を要しない仲介）

①第4条の定める許可を要せず仲介を行う者は、養育子の養育開始のための許可の付与につき、将来の養育親の住所地を管轄する官庁に、仲介（の事実）を報告しなければならない、さらに1977年10月19日付養育子の養育開始に関する命令に基づいて、養育親に対して（養育開始の）許可付与されたのちでなければ、子の養育を開始させてはならない。

②第12条、第16条、第17条第2項a.およびc., 同第3項の規定は、前項の仲介者にも準用する。

4. 組織、管轄および手続き

第20条（組織）

①各カントンは、監督官庁としてカントンの官庁の一つをこれに充てる。

②〔監督官庁に関する〕カントン法の規定は、連邦評議会の許可をうけなければならない。（民法施行規定第52条・53条）

第21条（管轄）

第18条の場合を除いて、仲介者の事務所の所在地を〔管轄する〕官庁が、管轄監督官庁となる。

第22条（法律上および行政上の共助）

監督官庁は、相互に職務共助および行政共助を

行う。

第23条（通知義務）

官庁および公務員は、本命令規定に違背〔する事実〕を知ったときは、速やかに違背〔事実〕を、管轄監督官庁を通じて、連邦司法・警察省に通知しなければならない。

第24条（異議申立手続き）

①本命令に基づき監督官庁のなした処分に対しては、連邦裁判所へ抗告することができる。（1943年12月16日付連邦政府司法組織に関する連邦法第97条以下）

②〔前項〕処分〔内容〕は、異議申立権を有する連邦官庁たる連邦司法・警察省に通知しなければならない（同法第103条b.）。〔本項の異議申立手續については〕「処分の開始および延期的効力の取消についての行政手続きに関する連邦法」の規定（第1条第3項、第34条以下、第55条第2項・第4項）に従う。

③その他のカントンの監督官庁に通知する。

5. 経過規定と最終規定

第25条（1988年11月21日付け改正のための経過規定）

2 国間にわたる仲介につき、〔既に〕付与されている特別許可は、その有効期間の経過するまで有効とする。

第26条（施行）

本命令は、連邦法令全書に公表された日から、その効力を生ずる。

（おわり）